

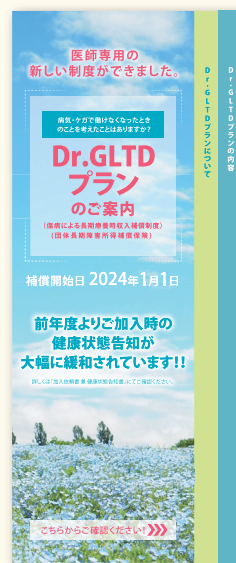
所得補償保険

【団体所得補償保険・団体長期障害所得補償保険(Dr.GLTDプラン)】

団体長期障害所得補償保険

医師専用 Dr.GLTDプラン

は本冊子4ページまたは別冊で配布しております
「Dr.GLTDプランのご案内」パンフレットをご確認ください。



前年度よりご加入時の健康状態告知が大幅に緩和されています!!

詳しくは加入依頼書兼健康状態告知書にてご確認ください。

検証 もしも、先生が倒れたら・・・。

ある日、院長先生のがんが発覚。
手術後、退院し仕事に復帰するまで
4か月から5か月かかるうえ、定期的な通院による
化学療法と放射線治療が必要になる・・・。

- クリニックの存続は？
- 従業員の雇用は？
- 残された家族の生活は？

大切なものへの備えは十分でしょうか・・・

1

January
2024

CONTENTS

- 団体所得補償保険
- Dr.GLTDプラン
- 代診費用保険
- 従業員休業補償
- 傷害特約

とある内科クリニックのお話

雪がちらつく11月の午後、内科医北海太郎は悩んでいた。

学生時代はラグビープレイヤーとして鳴らし、健康そのものを自負していた北海であったが、念のためと思い受診した人間ドックでI期の肺がんであることが判明したのである。

内科クリニックを開業して10年。順調に業容を拡大し、医業収入は年5,000万弱、看護師3名と事務員2名をスタッフとして雇用し、法人化の検討を始めた矢先の発病であった。

病期はさほど深刻ではないものの、入院も含めた治療により、3～4か月程は完全に休診せざるを得ないうえ、その後も定期的な通院(化学療法など)による休診期間が発生する。

休診期間中、収入はゼロとなってしまうが、スタッフの雇用にはコストがかかり続ける。辞めてもらうこともできなくはないが、復帰後に同レベルのスタッフを再度集めることは困難であると思われた。

また、北海はクリニックの院長であるとともに、家庭を持つ二児の父でもあり、家族の生活費は発病前と変わることなくかかり続ける。嬉しいことに子どもは二人とも医学部への進学を目指してくれているが、仮に私立大の医学部へ進学した場合、子ども1人に3,000万円を超える学費がかかることも珍しくない。

クリニックを開業したときの借入金と、一昨年に購入した自宅の住宅ローンも残っており、月々の返済が重くのしかかる。まずは妻に打ち明けねばならないが、妻の反応を想像するとため息をつくしかない北海であった。

この話はフィクションです。

このようなケースに備え、どのような準備をすべきなのでしょうか？

クリニックを休診すると収入ってなくなるのよね？



看護師さんたちのお給料はどうしたらいいのかしら・・・。

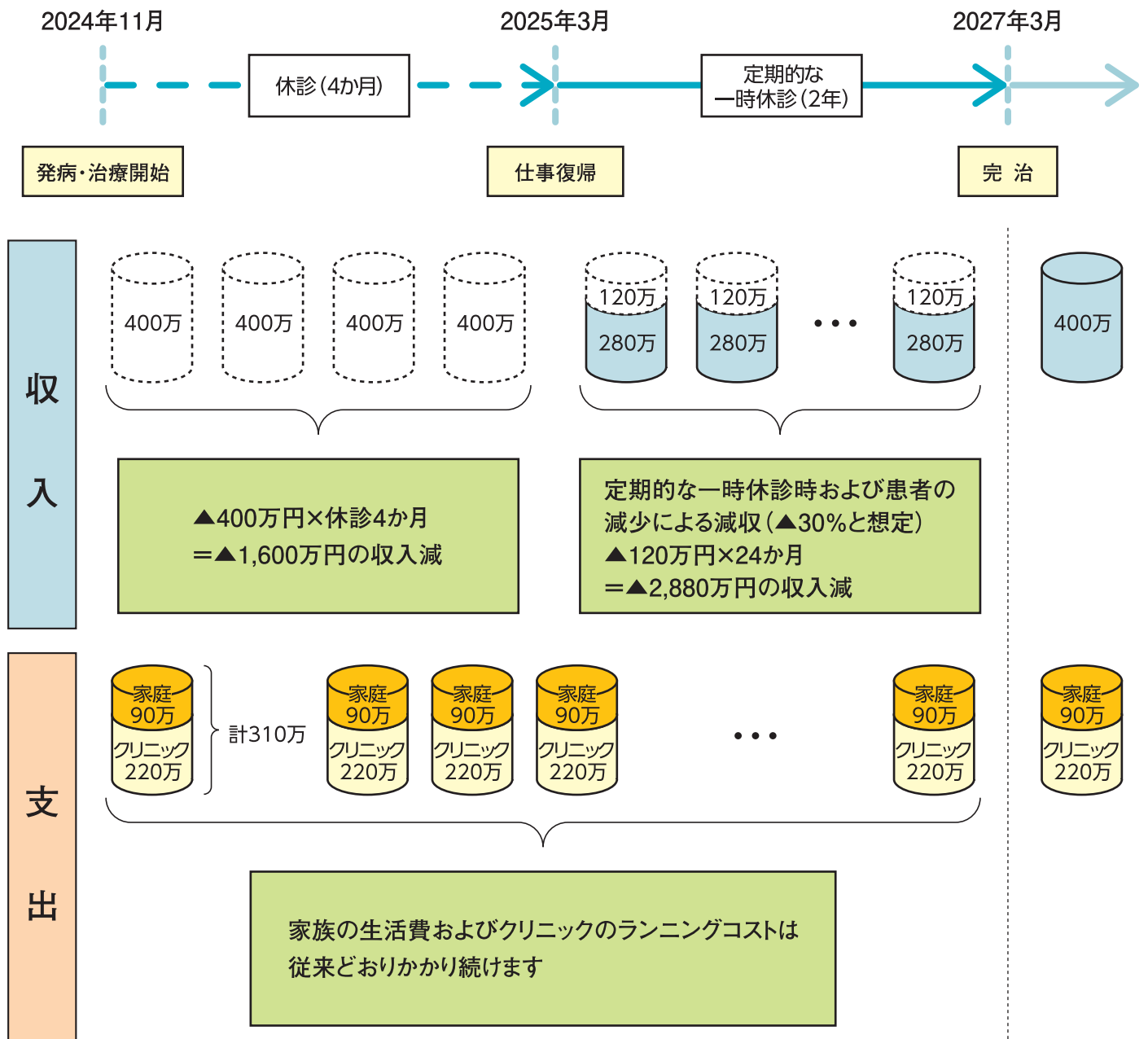
子ども二人も医学部を目指しているし・・・。

クリニックを開業したときの融資返済も残ってるわね・・・。

内科医 北海 太郎さんのケース(現状)

	概要	収支の現状
クリニックについて	内科診療所(無床) 従業員：医師 1名(本人) 看護師 3名 事務員 2名	医業収入…約400万円/1か月 毎月の固定費…約220万円/1か月 (人件費,借入金返済など)
家族などについて	家族構成：妻(専業主婦)と子ども2人(医学部志望の高校生と中学生) 自宅：3年前にマンションを購入	毎月の生活費…約90万円/1か月 (住宅ローンを含みます。)

想定される今後の収支(見込み)



発病・治療開始から完治までの約2年間(28か月間)における収支

収入 (400万 × 0か月 + 280万 × 24か月)	-	支出 (310万 × 28か月)	=	差額
6,720万円		8,680万円		▲1,960万円

■ 今回のケースでは、発病から完治までの約2年強の間に2,000万円弱の赤字が発生する計算となります(上記に加え、変動要素である「子どもの医学部進学に関連する学費」が追加発生した場合の収支は更に悪化することとなります。)

■ 生命保険等による「万が一の際の補償(死亡時の補償)」を準備することに加え、本例のように医師が病気で倒れた時など、売上げの減少を補填可能な「所得補償保険等」への加入についてもご検討ください。

GO TO NEXT PAGE 【団体所得補償保険】

先生が病気やケガで働けなくなった場合、就業不能期間中の収入を補償します※1。

特長

1 加入手続きカンタン。保険料は20%割引

面倒な医師の診査は不要。カンタンな告知のみでご加入できます。※そのうえ、保険料は20%割引(団体割引)で大変お得です。※告知の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

2 24時間補償。地震等の天災でも安心。

国内・国外を問わず24時間補償。さらに地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガでの就業不能も補償!

3 保険金は非課税

個人が受け取った保険金は非課税ですので保険金は全額お受け取りいただけます。(2023年8月現在)

4 うつ病・血管性認知症等精神疾患も補償対象となります。

5 自宅療養中(医師の指示に基づくもの)も補償対象となります。

6 通算1,000日間、保険金をお支払いするまで契約を継続できます※1,2。(1回の就業不能に対する対象期間は最長1年です)

※1:保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

※2:2004年1月1日契約から継続後の契約を通算してお支払日数をカウントします。

7 保険料20%返れい

保険期間中無事故の場合、満期時に保険料の20%を返れいします。※保険期間の途中で解約された場合には、「無事故戻し返れい金」はお返れできません。

8 医師の場合満89歳まで加入可能

長寿時代のニーズに合わせ、医師の場合新規加入は満79歳まで、継続加入は満89歳まで可能です。保険金をお支払いする事故が起きた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限させていただきますことがあります。

9 加入者が法人の場合、保険料の損金処理が可能です。

・加入者、被保険者ともに個人事業主(開業医)の場合は介護医療保険料控除の対象となりますが、加入者が個人事業主(開業医)で被保険者が従業員の場合は必要経費処理となります。ただし、その場合は保険金請求権者を個人事業主に変更する必要があります。詳しくは税理士にご相談ください。

・加入者が個人(勤務医)の場合は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年8月現在)

保険金お支払例

『団体所得補償保険』にご加入の場合

【事例】A先生(43歳)は4月1日から10か月間病気で就業不能となり休診しました。(入院8か月、医師の指示による自宅療養2か月)

【加入内容】月額保険金額200万円

【月払保険料】34,200円

1/1 加入

4/1 休診(就業不能開始)

2/1 復帰

就業ができない期間	10か月
対象期間	支払対象外期間7日分 → 4/8~1/31

●お支払いする保険金

団体所得補償保険 200万円×(9か月+24日/30日) = 1,960万円

受け取り保険金

1,960万円

月払保険料表

下記の表より、月額保険金額と2024年1月1日の満年齢から月払保険料をご確認ください。月額保険金額は10万円以上(10万円単位)で設定できます。

保険期間1年間、対象期間1年間、
支払対象外期間7日、
職種級別1級、天災危険補償特約、
精神障害拡張補償特約、
団体割引20%適用

(単位:円)

月払 満年齢(歳)	月額保険金額							
	30万	40万	50万	100万	150万	200万	250万	300万
20~24	2,370	3,160	3,950	7,900	11,850	15,800	19,750	23,700
25~29	2,670	3,560	4,450	8,900	13,350	17,800	22,250	26,700
30~34	3,300	4,400	5,500	11,000	16,500	22,000	27,500	33,000
35~39	4,110	5,480	6,850	13,700	20,550	27,400	34,250	41,100
40~44	5,130	6,840	8,550	17,100	25,650	34,200	42,750	51,300
45~49	6,120	8,160	10,200	20,400	30,600	40,800	51,000	61,200
50~54	7,080	9,440	11,800	23,600	35,400	47,200	59,000	70,800
55~59	7,500	10,000	12,500	25,000	37,500	50,000	62,500	75,000
60~69	7,890	10,520	13,150	26,300	39,450	52,600	65,750	78,900
70~74	11,940	15,920	19,900	39,800	59,700	79,600		
75~79	16,110	21,480	26,850	53,700				
80~89	24,720	32,960	41,200					

団体所得補償保険(男女共通)

70歳以上の方がご加入される際のご注意

- 70~74歳の方は新規100万円まで、継続200万円までが限度となります。
- 75~79歳の方は新規50万円まで、継続100万円までが限度となります。
- 80~89歳の方は新規加入不可、継続50万円までが限度となります。

*本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年8月現在)・保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。

・保険料表にない月額保険金額の保険料はお問い合わせください。

・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)での満年齢とします。

・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

所得補償保険(基本補償)での補償期間である「1年間※」を超える就業不能(障害)時も補償します(最長満70歳まで)。

※所得補償保険(基本補償)における1回の就業不能に対する補償期間は最長1年です。就業不能が複数回に渡った場合の通算日数は1,000日が限度となります。

特長

1 医師専用の制度

専門職の就業障害を補償する制度であり、就業障害発生直前に従事していた医師としての診療ができない状態であれば補償の対象となります。必要額を安定して確保することができ、保険料もリーズナブル。

2 最長満70歳までの長期の補償

病気やケガにより就業障害となった場合、Dr.GLTDプランロングプランでは最長満70歳*まで(勤務医プランは最長満65歳*まで、ショートプランは3年間)補償が継続されます。

*保険始期時点の満年齢がロングプランでは満65歳から満69歳(勤務医プランでは満60歳から満64歳)の場合は一律3年となります。

3 診療復帰後も補償は継続

給付を受けている方の傷病が回復し、一部就業が可能になったとしても、すぐに給付を打ち切るわけではありません。就業障害発生直前と比べて収入が20%を超えて減少しているときは、その割合に応じて、補償は継続されます。

4 充実の補償(付帯する特約)

精神障害拡張補償特約

うつ病、血管性認知症などの精神疾患を幅広く補償

天災危険補償特約

天災(地震、噴火またはこれらによる津波)により被った身体障害を補償

妊娠に伴う身体障害補償特約

妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害を補償

ご加入の社会保険に対応する3つのプランをご用意

医師国保にご加入の場合

最長70歳まで保険金の支払いがある

ロングプラン
(支払対象外期間30日)

保険金支払い期間を3年におさえた

ショートプラン
(支払対象外期間30日)

協会けんぽ・組合健保・共済組合にご加入の場合

傷病手当金を加味した二段階の保険金支払いかつ最長65歳まで保険金の支払いがある
(支払対象外期間終了後、対象期間の初めの17か月間は1口あたり4万円のお支払いとなります。)

勤務医プラン
(支払対象外期間90日)

詳細は別紙の「Dr. GLTDプラン」パンフレットにてご確認ください

月払保険料表

下記の表より、2024年1月1日(中途加入の場合は加入日)の満年齢と性別から月払保険料をご確認ください。

保険期間1年間、対象期間ロングプラン70歳・ショートプラン3年、勤務医プラン65歳、**支払対象外期間30日(勤務医プラン90日)**、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約、団体割引20%適用

- 月額保険金額は収入の85%以内(勤務医プランは80%以内)で10万円から150万円まで設定いただけます。
- 保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)での満年齢とします。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年8月現在)

Dr. GLTDプラン

月払 満年齢(歳)	保険金月額10万円あたりの月払保険料表 (単位:円)					
	医師国保ご加入者向け ロングプラン		医師国保ご加入者向け ショートプラン		健保ご加入者向け 勤務医プラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
25~29	2,220	1,987	746	742	1,115	1,008
30~34	2,645	2,753	852	959	1,213	1,333
35~39	3,353	4,015	1,046	1,330	1,568	2,011
40~44	4,699	5,766	1,443	1,665	2,324	3,095
45~49	6,763	8,170	2,091	2,366	3,439	4,477
50~54	8,616	9,817	2,847	3,077	4,663	5,636
55~59	10,787	11,053	4,116	4,095	5,382	5,733
60~64	12,085	11,010	6,327	5,720	4,291	4,002
65~69	8,947	7,506	8,947	7,506		

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
※補償内容等の詳細は別紙の「Dr. GLTDプラン」パンフレットにてご確認ください。

病気やケガにより就業不能となり診療ができない時、代診医雇い入れ費用を補償します*。

*代診医とは保険の対象となるべき方の行うべき業務を直接代行する方1名をいいます。

特長

1 代診医の求人広告費用も補償します。

※ただし支払対象期間外に発生した費用は保険金支払対象外となります。

2 1年間無事故なら、保険料の20%を返れいします。

※保険期間途中で脱退された場合には、「無事故戻し返れい金」はお返しできません。

保険金お支払例

『所得補償保険』プラス『代診費用保険』にご加入の場合

【事例】B先生(40歳)は4月1日から10か月間病気で就業不能となり休診し、6月1日から代診医師を月給90万円で雇い入れました。

【加入内容】所得補償保険/月額保険金額200万円 代診費用保険/月額保険金額100万円

【月払保険料】所得補償保険34,200円 代診費用保険17,100円

	1/1 加入	4/1 休診 (就業不能開始)	2/1 復帰
就業ができない期間		10か月	
所得補償期間	支払対象外期間7日分 →	4/8~1/31	
代診費用補償期間		6/1~1/31	

●お支払いする保険金

所得補償保険 200万円×(9か月+24日/30日) = **1,960万円**

代診費用保険 90万円×8か月+30万円(交通費)+30万円(求人広告費用) = **780万円**

受け取り保険金
2,740万円

月払保険料表

下記の表より、月額保険金額と2024年1月1日の満年齢から月払保険料をご確認ください。月額保険金額は10万円以上(10万円単位)で設定できます。

(単位:円)

保険期間1年間、対象期間1年間、
支払対象外期間7日、
職種級別1級、天災危険補償特約、
精神障害拡張補償特約、
事業主費用補償特約、
団体割引20%適用

代診費用保険
(男女共通)

月払 満年齢(歳)	月額保険金額							
	30万	40万	50万	100万	150万	200万	250万	300万
20~24	2,370	3,160	3,950	7,900	11,850	15,800	19,750	23,700
25~29	2,670	3,560	4,450	8,900	13,350	17,800	22,250	26,700
30~34	3,300	4,400	5,500	11,000	16,500	22,000	27,500	33,000
35~39	4,110	5,480	6,850	13,700	20,550	27,400	34,250	41,100
40~44	5,130	6,840	8,550	17,100	25,650	34,200	42,750	51,300
45~49	6,120	8,160	10,200	20,400	30,600	40,800	51,000	61,200
50~54	7,080	9,440	11,800	23,600	35,400	47,200	59,000	70,800
55~59	7,500	10,000	12,500	25,000	37,500	50,000	62,500	75,000
60~69	7,890	10,520	13,150	26,300	39,450	52,600	65,750	78,900
70~74	11,940	15,920	19,900	39,800	59,700	79,600		
75~79	16,110	21,480	26,850	53,700				
80~89	24,720	32,960	41,200					

70歳以上の方が ご加入される際のご注意

- 70~74歳の方は新規100万円まで、継続200万円までが限度となります。
- 75~79歳の方は新規50万円まで、継続100万円までが限度となります。
- 80~89歳の方は新規加入不可、継続50万円までが限度となります。

- ・保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・保険料表にない月額保険金額の保険料はお問い合わせください。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)での満年齢とします。
- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

従業員休業補償

<事業主費用(給与等の費用)補償特約セット所得補償保険>

医療機関で働く勤務医・薬剤師・看護師・放射線技師・事務員など、従業員の方が病気やケガによって働けなくなったとき、雇用関係を継続しながら支払い続けた給与・手当などの費用を最長1年間補償します。

※保険金は病(医)院にお支払いします。

特長

1 保険料は20%割引。さらに無事故の場合は保険料20%返れい
(中途脱退の場合、返れい金はありません。)

3 医師の指示による自宅療養中も補償

2 加入時、医師の診査は不要

(告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。)

4 天災危険補償特約セット

(地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償)

月払保険料表

下記の表より、月額保険金額と2024年1月1日の満年齢から月払保険料をご確認ください。月額保険金額は10万円以上(10万円単位)で設定できます。

・保険期間1年間、対象期間1年間、支払対象外期間7日、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約、事業主費用補償特約、団体割引20%適用

医師・薬剤師・事務員等用(職種級別1級)

看護師・検査技師等用(職種級別2級)

従業員休業補償プラン	医師・薬剤師・事務員等用(職種級別1級)					看護師・検査技師等用(職種級別2級)					
	月払	月額保険金額(単位:円)					月額保険金額(単位:円)				
	満年齢(歳)	10万	20万	30万	40万	50万	10万	20万	30万	40万	50万
20~24	790	1,580	2,370	3,160	3,950	900	1,800	2,700	3,600	4,500	
25~29	890	1,780	2,670	3,560	4,450	1,020	2,040	3,060	4,080	5,100	
30~34	1,100	2,200	3,300	4,400	5,500	1,260	2,520	3,780	5,040	6,300	
35~39	1,370	2,740	4,110	5,480	6,850	1,570	3,140	4,710	6,280	7,850	
40~44	1,710	3,420	5,130	6,840	8,550	1,970	3,940	5,910	7,880	9,850	
45~49	2,040	4,080	6,120	8,160	10,200	2,350	4,700	7,050	9,400	11,750	
50~54	2,360	4,720	7,080	9,440	11,800	2,720	5,440	8,160	10,880	13,600	
55~59	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500	2,870	5,740	8,610	11,480	14,350	
60~69	2,630	5,260	7,890	10,520	13,150	3,020	6,040	9,060	12,080	15,100	
70~74	3,980	7,960	11,940	15,920	19,900						
75~79	5,370	10,740	16,110	21,480	26,850						
80~89	8,240	16,480	24,720	32,960	41,200						

- ・保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・保険料表にない月額保険金額の保険料はお問い合わせください。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)での満年齢とします。
- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

傷害特約

<傷害による死亡・後遺障害補償特約>

保険期間中に傷害事故*(病気は含まれません。)によって事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したり、後遺障害を被ったりした場合に、保険金をお支払いします。

※急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

月払保険料表

保険料は職種、年齢に関係ありません。

・保険期間1年間、天災危険補償特約、団体割引20%適用

保険金額	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	6,000万円	7,000万円	8,000万円	9,000万円	1億円
月払保険料	1,085円	2,170円	3,255円	4,340円	5,425円	6,510円	7,595円	8,680円	9,765円	10,850円

【注意事項】○80歳以上の方は新規に特約をセットすることはできません。

ご加入方法等について

加入対象者	北海道医師会会員ならびにその従業員で現在健康で業務に支障なく働いている満79歳までの方。 (継続加入は満89歳まで、医師以外の方は新規加入・継続加入とも満69歳まで。)
加入方法	同封の「加入依頼書 兼 健康状態告知書」を株式会社メディコ北海道宛にお送りください。 加入依頼書上の健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合がありますのでご了承ください。
保険料の 払込方法	開業医(法人経営医療機関も含まれます。)の方は、責任開始月の国民健康保険診療報酬から引き去りを開始します。 勤務医の方は、北海道医師会預金口座振替制度をご利用ください。 ・毎月の送金手数料はかかりません。 ・「加入依頼書 兼 健康状態告知書」が届き次第、本会から手続きをご案内します。
保険期間 ・ 継続 手続	この保険の保険期間は2024年1月1日午後4時から2025年1月1日午後4時までの1年間です。 中途でご加入された方も終期は統一されます。 毎月20日までのお申込みについては翌月1日が責任の開始日となります。
	次年度以降は会員の方から特にお申し出のないかぎり、また損保ジャパンや取扱代理店から特にご連絡のないかぎり次のとおりとなります。 ・団体所得補償保険にご加入の方は、一定条件のもと満89歳まで毎年自動継続されます(医師以外の方は満69歳まで。)。 ・団体長期障害所得補償保険(Dr.GLTDプラン)とあわせてご加入の方は、ご加入プランの補償期間年齢(ショートプランは68歳)以降からは、団体所得補償保険のみに自動的に移行し、一定の条件のもと満89歳まで毎年自動継続されます(団体長期障害所得補償保険(Dr.GLTDプラン)ロングプランは満69歳まで、ショートプランは満67歳まで、勤務医プランは満64歳までとなります。)。
	前年度に疾病で保険金のお支払いがあった場合、保険金額の増額など、補償の拡大はできません。 保険料は、保険始期日の満年齢によります。
70歳～89歳のご契約内容について	①月額保険金額について(基本補償とオプション2の合算) ・70～74歳の方は新規100万円まで、継続200万円までが限度となります。 ・75～79歳の方は新規50万円まで、継続100万円までが限度となります。 ・80～89歳の方は新規加入不可、継続50万円までが限度となります。 ②特定疾病等対象外特約がセットされている方は、セットされたまま継続となります。

(注)ご加入初年度の保険期間の開始日より前にケガをしていたり、発病していた場合、そのケガや病気による就業不能・就業障害は補償の対象となりません。

(注)最初の7日間はお支払いの対象とはなりません(支払対象外期間7日)。

月額保険金額の設定について

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

・他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険(Dr. GLTDプラン)等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

※平均月間所得額：支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

個人診療所の場合：診療に従事する医師が先生お一人の場合は、ご自身の所得と従業員給与等の休診しても支出を免れない費用を合算した金額が基準となります。他の医師が勤務されている場合、休診されても代診医を雇用される予定の場合は、先生個人の所得が基準となります。

法人診療所の場合：先生ご自身の理事長報酬が基準となります。

勤務医の場合：先生ご自身の給与所得が基準となります。

(注)平均月間所得額が、保険金額より小さい場合は、平均月間所得額が限度となりますので特にご注意ください。

基本契約	
被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下
	※健康保険に優先して勤務先から休業補償が行われる場合は、40%以下

告知の大切さについてのご説明

●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことになりません。

●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人北海道医師会
- 保険期間：2024年1月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2023年12月8日(金)まで
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：一般社団法人北海道医師会会員
 - 被保険者：所得補償保険／一般社団法人北海道医師会会員ならびにその従業員(新規加入の場合は医師の場合満79歳以下(医師以外の方は満69歳以下)、継続加入の場合は満89歳以下(医師以外の方は満69歳以下))
 団体長期障害所得補償保険(Dr. GLTDプラン)／一般社団法人北海道医師会会員(新規・継続共に満69歳以下の方。勤務医プランは満64歳以下の方)
 <所得補償保険>(事業主費用補償特約(従業員休業補償))事業主と雇用関係がある従業員の方を被保険者としてご加入いただけます。(新規加入の場合、医師の方は満79歳以下(継続加入の場合は満89歳以下の方)、医師以外の方は新規・継続共に満69歳以下にかぎります。)
 <所得補償保険>(事業主費用補償特約(代診費用保険))事業主および事業主と雇用、委任等の契約関係がある方を被保険者としてご加入いただけます。(新規加入の場合、医師の方は満79歳以下(継続加入の場合は満89歳以下の方)、医師以外の方は新規・継続共に満69歳以下にかぎります。)
- お支払方法：開業医は、責任開始月の国民健康保険診療報酬から毎月引き去ります(月払)。勤務医は、責任開始月に北海道医師会届出口座より毎月口座振替します(月払)。
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の株式会社メディコ北海道までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続き方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書 兼 健康状態告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した更新のご案内に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書 兼 健康状態告知書」※2をご提出いただけます。 ※2 保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみ裏面告知が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書 兼 健康状態告知書」をご提出いただけます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、継続前の職業・職種に変更があった場合を含みます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2025年1月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日より引き去ります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の株式会社メディコ北海道までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金(Dr. GLTDプラン以外)：保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能(保険金の支払事由)の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返します。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険(基本補償)(*)	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)} (\ast 1) \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} (\ast 2) \text{の月数} (\ast 3)$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} (\ast 2) = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> (※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 (※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なる就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 (注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの) など ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ol style="list-style-type: none"> ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能 (注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。) (※1)「テロ行為」とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

- (※) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
- (※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業主費用補償特約(代診費用)(*)</p>	<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるための費用等を負担した場合</p>	<p>対象期間内に事業主が代行者雇い入れ費用として実際に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。</p> <p>①代行者の給与、手当、交通費等の費用 ②代行者を雇い入れるための求人広告費等の費用</p> <p>お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって算出した金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> $\text{事業主費用保険金の額} = \text{特約保険金額(月額)} \times \text{対象期間内における就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} \div \text{月数} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} \div \text{就業できない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 支払対象外期間に発生した費用、被保険者との雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注7) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など</p> <p>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業主費用補償特約(従業員休業補償)(*)</p>	<p>事業主が給与等の費用を支払っている被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能となり、事業主が雇用関係を継続しながら給与等の費用を被保険者に支出し続けた場合</p>	<p>身体障害(病気またはケガ)により就業不能となった被保険者に対して、事業主が就業規則等に基づき対象期間内に実際に支出し続けた給与等の費用を保険金として事業主にお支払いします。お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって算出した額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> $\text{事業主費用保険金の額} = \text{特約保険金額(月額)} \times \text{対象期間内における就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} \div \text{月数} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} \div \text{就業できない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 支払対象外期間に発生した費用、および被保険者との雇用関係がなくなった後に発生した費用は、お支払いの対象になりません。</p> <p>(注7) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。(※2)

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
傷害による死亡・後遺障害補償特約	<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によってケガ(※)をされた場合</p> <p>(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p>	<p>(1) 死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">死亡保険金の額＝特約保険金額の全額</div> <p>(2) 後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">後遺障害保険金の額＝特約保険金額 ×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</div>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競争、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
団体長期障害所得補償保険	<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合</p>	<p>被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき、次の計算式によって算出した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">お支払いする保険金の額(月額)＝保険金額×所得喪失率(※1)</div> <p>(※1) 所得喪失率＝(就業障害発生前の所得額－回復所得額) ÷ 就業障害発生前の所得額</p> <p>(注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(150万円)を限度とします。 (注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 (注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">保険金をお支払いする期間(※)＝就業障害である期間－支払対象外期間</div> <p>(※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(ロングプランは70歳に達するまで、勤務医プランは65歳に達するまで、ショートプランは3年)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。ロングプランの場合、対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。勤務医プランの場合、対象期間が65歳満了のご契約であっても、ご加入時に満60歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 (注5) 対象期間(ロングプランは70歳に達するまで、勤務医プランは65歳に達するまで、ショートプランは3年)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 (注9) 精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。 (注10) 妊娠に伴う身体障害補償特約をセットした場合、被保険者の妊娠、出産、早産、流産によって生じた身体障害による就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、支払対象外期間は、主契約の支払対象外期間または90日のいずれか長い期間とします。</p>	<p>次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑧発熱等の他覚的症候のない感染 など</p> <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注) 団体長期障害所得補償保険(Dr.GLTDプラン)を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
(※) 他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約(特定疾病等対象外の条件)について

・「特定疾病等対象外特約(特定疾病等対象外の条件)」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約(特定疾病等対象外の条件)」がセットされます。

(注)「特定疾病等対象外特約(特定疾病等対象外の条件)」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約(特定疾病等対象外の条件)」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約(特定疾病等対象外の条件)」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償、事業主費用補償特約の保険金額の設定について

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額、事業主費用補償特約の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

・他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●団体長期障害所得補償保険の保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度^(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等^(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※1)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

所得補償保険 基本補償		団体長期障害所得補償保険	
被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合	被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下	国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 ※健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下	健康保険(例:給与所得者)	80%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下	共済組合(例:公務員)	80%以下

事業主費用補償特約(代診費用)	
被保険者	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
個人事業主本人が被保険者となる場合	85%以下
上記以外	100%以下

事業主費用補償特約(従業員休業補償)		
被保険者	他の保険契約等 ^(※) の加入の有無	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
加入者である事業主と雇用関係がある従業員の方	あり	他の保険契約等 ^(※) と合計して100%以下
	なし	100%以下

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用 語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。(※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありせん。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所 得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行されることにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。(※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。(※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入 院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
代 行 者	就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる方をいい、その被保険者の代行者と認められる方1名をいいます。
給与等の費用	賃金、給与、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対価として事業主が被保険者に支払っていたすべてのものをいいます。ただし、退職金、見舞金、出張旅費、宿泊費、事業主が全額負担する保険料等を含みません。

用 語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所 得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、ご加入直前12か月の所得の平均月間額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し(通算して右表に記載の復職日数以内)、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

プラン名	復職日数(限度)
ロングプラン、 ショートプラン	3日
勤務医プラン	7日

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険(Dr. GLTDプラン)等、この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただいている場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合

②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合

③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合

④他の保険契約等がある場合

など

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

●被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。

お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能または就業障害が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間または就業障害期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知のない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業不能または就業障害状況報告書、傷害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2) 身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合があります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

【所得補償保険】

●保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【団体長期障害所得補償保険(Dr. GLTDプラン)】

●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。所得補償保険において、中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いしません。

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

●傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険(Dr. GLTDプラン)にご加入になる方のみご確認ください】

- 保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店

株式会社メディコ北海道

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館3F

TEL: (011) 232-8878

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

e-mail: medico@m.douji.jp

URL: <http://www.medico-hokkaido.co.jp>



保険料収納関係

一般社団法人 北海道医師会 医業経営・福利厚生部 総務課

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目

TEL: (011) 231-1433

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 札幌支店法人第一支社

〒060-8552 札幌市中央区北1条西6丁目2 TEL: (011) 281-6144 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

〈指定紛争解決機関〉

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 **0120-727-110** (受付時間: 24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、保険期間開始日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。